2012 年度「北東アジア地域における海上保安制度の国家間比較」研究報告書

各研究者の分析感覚をそろえる為、今回の研究では「漁業取締」を共通論題と設定し、事実関係の整理等の萌芽的研究を実施した。下記のとおり、研究成果を投稿している。

小川哲也:ロシア沿岸警備隊(その4),海上保安大学校研究報告法文学系第 57 巻第 2 号, pp53-82(2012)

(概要)

北東アジアではロシア主導のロシアが軸となった違法・無報告・無規制(IUU:Illegal, Unreported and unregulated)漁業防止二国間政府協定の締結が進められ、平成24年末までにロシアは韓国、北朝鮮、日本及び中国と協定を締結した。IUU漁業対策においてロシア側が声に出して求めているのは便宜置籍(FOC:Flag of Convenience)船対策、洋上転載されたロシア産とされる違法水産物を積んで協定締結国の港に入港するFOC船の違法水産貨物を輸入しないことである。しかし、ロシア産水産物の密漁・密輸の主体はロシアの自国民である。

ロシア国内での IUU 漁業の取締はどのようになっているのか。近年、ロシアは、枢要な取締強化策として、ロシア水域内で漁獲及び製造した水産物を全てロシア関税域内 (海港) に搬送するよう義務づけている。連邦保安庁 [ΦCB (FSB: Federal Security Service)] 国境総局(国境機関)は、これを担保するため国境機関(沿岸警備隊)によるこれまでの洋上での武装取締及び漁船の船位モニタリングに加え、海港での取締を強化している。しかし、その取締から多くの問題が生じている。上記研究報告は、国際協力よりも国内協力が難しいと言われるロシアで、IUU 漁業対策における国境機関と漁業・海運関係省庁との協力関係、並びに国境機関が強化する海港での取締の現状を明らかにしようとするものである。

越智均:中国の漁業行政管理,海上保安大学校研究報告法文学系第 57 巻第 2 号,pp217-237(2012)

(概要)

中国における漁政管理は県級以上の人民政府漁業行政主管機関によって実施され、漁政監督管理機構は県級以上の人民政府漁業行政主管機関の指導を受ける機構であって、漁業行政法執行上の実行勢力としての役割を果たしている。

実閣諸島海域においては、同機構所属の漁政船が海監船舶に加わって頻繁に姿を見せている。ここ数年、尖閣諸島海域における中国漁船の操業は限定的なものであったが、今後の領海警備に予断は許されず、中国側が「巡航行動に実行性が伴った」との判断を下し、多数の中国漁船が同海域における操業に着手したうえ主権主張に及ぶといった可能性を排除できるものではない。また、中国漁船保護を名目に、「常態化巡航」を更に一歩推し進め、「漁政船による具体的法執行行動」といった事態への移行も想定されるため、漁政監督管理の実態をできる限り把握しておく必要がある。